

## 革新的先端研究開発支援事業（インキュベートタイプ：LEAP） 令和3年度提案に関するQ&A

### ○ 提案に関する質問

Q1) AMEDの提供するLEAP提案マッチングシステムからの共同提案申し込みがなくても、自ら研究開発実施体制を構築して提案してもよいですか。

A1) マッチングシステムからの共同提案申し込みがない場合でも、ご提案いただきかまいません。LEAPの提案マッチングシステムは、より良い研究開発実施体制を構築するためにご活用いただくことを前提としています。研究開発実施体制は、審査の対象となりますので、研究開発構想を実現するために十分な体制を構築するようにしてください。

Q2) LEAPの提案が可能なのは、革新的先端研究開発支援事業のAMED-CREST、PRIME、戦略的創造研究推進事業ERATO、CREST、さきがけを実施した者に限定されているとのことですが、共同提案者となるには、どうすればよいですか。

A2) LEAPは、AMED-CREST、PRIME、ERATO、CREST、さきがけを4年以上実施した方のみ提案可能としており、これらAMED-CREST等のプログラムで得られたシーズについて、将来的な実用化等を目指し、研究開発を進め、企業導出や臨床応用につなげていただくためのプログラムとなっています。対象者からの提案にかかる事前登録を受け付けており、この登録を行った研究者のみ、本提案可能としています。LEAP提案の資格がない研究者の場合には、LEAP提案マッチングシステムを利用し、共同提案について検討することが可能です。LEAP提案マッチングシステムの利用については、下記を参照してください。

※ 革新的先端研究開発支援事業インキュベートタイプ(LEAP)候補課題 マッチング募集

[https://www.amed.go.jp/news/program/20210312\\_leap.html](https://www.amed.go.jp/news/program/20210312_leap.html)

### ○ プログラムマネージャー（PM）に関する質問

Q3) PMの役割は何ですか。具体的には、どのようなことを行うのですか。

A3) LEAPでは、研究開発課題ごとにPMを配置することとしています。研究開発代表者と協力して、研究開発課題の提案、研究開発の体制整備およびそのマネジメントを行います。また、AMED-CREST、PRIME等で得られた成果をシーズと

して、技術的成立性の提示・証明に向けたマイルストーンの設定とその達成を率先して推進し、将来的な実用化を踏まえた知財戦略の立案や成果の企業導出、臨床応用へ向けた活動を行うこととなります。提案書には、PMの考える戦略とその活動内容について具体的に記述してください。

Q4) PMは、研究開発代表機関で雇用とありますが、本提案時にPM就任予定者が雇用されている必要がありますか。

A4) 本提案の時点で、PM就任予定者が研究開発代表機関において雇用されていなくても、LEAPの本提案は可能です。なお、採択後は、すみやかに研究開発代表機関において雇用しPM活動が開始できるように対応してください(PMの人件費は、研究開発費から支出可能です)。

Q5) PMは、研究開発代表機関で雇用とありますが、専任でないと認められませんか。あるいは、兼務でも可能でしょうか。

A5) PMは、LEAP推進における重要な役割を担っており、専任が望ましいと考えております。ただし、特殊な事情がある場合には、活動内容やエフォートなどが適正かを判断した上で、兼務でも可能とします。PMは、研究開発代表者と協働して、研究開発の戦略立案と推進にかかる部分を担当し、知財戦略立案や成果の導出活動などを行うこととなりますので、兼務の場合には、研究開発代表機関における秘密保持等、職員と同等のルールを守りつつ、研究推進活動が担えるよう雇用と同等レベルの兼務条件のもとでPM活動を行うようにしてください。また、兼務の場合には、PM活動を十分に行うためのエフォートが必要となります。利益相反の管理についても、所属する双方の機関において十分に行うようにしてください。

Q6) PMを大学TLO担当者とすることは可能でしょうか。

A6) LEAPではPMが一つの研究開発課題のみに特化して対応することから、大学TLOの担当者をPMとすることは相応しくないと考えております。特に、大学とは別に株式会社等として組織運営されているTLOの場合には、大学から委託されたTLO業務全体との切り分けが難しい上に、PM活動内容を委託業務として依頼することは認めておりませんので、大学TLOの担当者をPMとすることは相応しくないと考えております。

以上